

マイナンバーカードの発行は お済みですか？

市民課戸籍係 ☎ 25 1127

マイナンバーカードの休日交付・申請窓口 を開設します



仕事や学校などで平日に市役所へ手続きに行くことができないかたのために、マイナンバーカードの休日交付・申請窓口を開設します。

マイナンバーカードの交付通知書が届いたかたや電子証明書の更新手続きを希望されるかたは、事前に電話などで予約のうえ、来庁してください。

また、マイナンバーカードの新規申請のお手伝いもします(予約不要)。

と き 7月23日(土) 午前9時～午後3時

ところ 市役所西庁舎1階・市民課

予約受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

※マイナンバーカードの交付は交付通知書が届いたかたが対象です。
※転入・転出などの異動手続き・証明書の発行・戸籍の届け出などはできません。

マイナポイント第2弾の お知らせ



「健康保険証としての利用申し込み」および「公金受取口座の登録」を行ったかたのポイント申し込み・付与が令和4年6月30日から開始されました。

マイナポイント第2弾の申込期限は、令和5年2月末までです。

くわしくは、特設サイトをご覧ください。



注意 以前に「健康保険証としての利用申し込み」や「公金受取口座の登録」を行ったかたは、自動的にポイントは付与されないの、ポイント申し込みが必要です。スマートフォンや手続きスポットなどで申し込みをお願いします。

水道メーターの検針および メーターボックスの管理にご協力をお願いします

水道課 ☎ 26 2780

水道メーターは、鳥羽市からお客さまへ貸し出しているもので、適正に管理しなければならないと条例で定められています。水道の使用量は毎月、市から委託を受けた事業者が水道メーターを検針し、「ご使用水量・料金のお知らせ」にてお客さまに確認していただいています。

いつも正確な検針ができるよう、みなさんに以下のことについてご協力をお願いします。

- メーターボックスの上には、車両や物などを置かないでください
- メーターボックス付近は雑草や庭木などで覆われないようにしてください
- 犬は放し飼いにせず、出入り口やメーター、ポスト周辺から離してつないでください
- メーターボックスの中に泥や土が入り、メーターが埋まらないようにしてください



草刈り前

草刈り後

<質問> 水道メーターボックスが破損したら？

<答え> 「鳥羽市水道事業指定給水装置工事事業者」へ問い合わせ、修理依頼を行ってください。

メーターボックスは使用者(お客さま)の財産ですので、修理費用はすべて使用者(お客さま)の負担となります。
(鳥羽市水道事業指定給水装置工事事業者は鳥羽市水道課のホームページにて参照できます)